



## ウォーキング用ポールのSG基準

財団法人製品安全協会制定・22 安全業 G 第 066 号 2010 年 8 月 18 日  
一般財団法人製品安全協会改正・29 安全業G第 108 号 2017 年 12 月 21 日  
一般財団法人製品安全協会改正 2020 年 10 月 1 日

ウォーキング用ポール専門部会 委員名簿

氏 名 所 属 (委員は五十音順)

(部会長)	星野元訓	国立障害者リハビリテーションセンター
(委員)	伊藤真也	一般財団法人化学研究評価機構
	岡本祥幸	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	木村健二	一般社団法人全日本ノルディック・ウォーク連盟
	木村哲也	長岡技術科学大学大学院
	小山剛	株式会社シナノ
	崎山一茂	ビューローベリタスジャパン株式会社
	佐々木周作	羽立工業株式会社
	田辺恵子	主婦連合会
	中尾弘喜	株式会社キザキ
	宮下幸雄	長岡技術科学大学大学院
	宮原恵子	全国地域婦人団体連絡協議会
	山本雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
(関係者)	経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ	製品安全課
	経済産業省 製造産業局	生活製品課
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

ウォーキング用ポールの SG 基準  
SG Standard for Walking Pole

1. 基準の目的

この基準は、ウォーキング用ポールの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ウォーキングに使用するポール(以下「ウォーキング用ポール」という。)について適用する。なお、ここでいう「ウォーキング」とは、左右の手にポール(CPSA0073 棒状つえの適用を受けるものは除く。)を持って、それを使用しながら歩く行為を指す。この歩く行為のうち、専門家の指導の下で専用のポール(ウォーキングサポート用ポール)を用いることで歩行能力の維持を目的として歩く行為をサポートウォーキングと呼ぶ。

3. 種類

ウォーキング用ポールの種類は次のとおりとする。

A形:標準的なシャフトを用いているもの

B形:A形と比較して軽量シャフトを用いているもの

ただし、各種類ともウォーキングスポーツ用とウォーキングサポート用がある。

4. 安全性品質

ウォーキング用ポールの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1.外観及び構造	1.ウォーキング用ポールの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。 (2) 各部の接合、組立等は良好であること。 (3) グリップを有すること。 (4) 石突きの先端部が鋭利に	

<p>2.伸縮機構の滑り</p>	<p>なっているものにあつては、保護キャップが附属されていること。</p> <p>2. 伸縮機構を有するものにあつては、シャフト軸方向にONの力を加えたとき、破損、滑り等が生じないこと。</p>	
<p>3.強度</p>	<p>3.ウォーキング用ポールの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ストラップを有するものにあつては、ストラップをシャフト軸下方向にONの力で引っ張ったとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変</p>	

形等がないこと。

ただし、ここでいう「ストラップ」とは、手首に帯状のものを廻して体重を掛けて使用することを意図したものをいう。

(2)

(a) グリップから先端に軸方向に直交する力を加え  $ONm$  (ウォーキングサポート用にあつては、 $ONm$ ) の曲げモーメントにしたとき、使用上支障のある変形がないこと。

(b) シャフトの軸方向に圧縮力を加えたとき  $ON$  まで力を加えることができ、かつ、永久変形がないこと。

(c) A形にあつては、(b)に続けて再び軸方向に圧縮力を

	<p>加え続けて破壊したとき、その破壊は危険な状態でないこと。</p> <p>ただし、軸方向に加える力は前ON 又はシャフト全長の○まで荷重方向に変位するいずれかの早い段階を上限とする。</p>	
--	---	--

#### 5. 表示及び取扱説明書

ウォーキング用ポールの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1.表示	<p>1.製品には、容易に消えず、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) ウォーキング専用である旨及びウォーキング以外の用途に使用しない旨。</p> <p>(4) この製品は、大きな力が</p>	

<p>2.取扱説明書</p>	<p>かかるとシャフトが折れ、その断面が鋭利になることがある旨(B形に限る)</p> <p>(5) ウォーキングサポート用であるため、このポールの特性や正しい使用方法などをよく理解した指導者の下で使用する旨(ウォーキングサポート用に限る)</p> <p>2.製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所を示し、(2)～(6)の事項については安全警告標識(△)を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 用途によって必要な性能が異なるので、高齢者の歩行補助(ウォーキングサポート用は除く)や松葉杖などの医療器具として使用しないこと。転倒などの原因となる旨。</p> <p>(3) ウォーキングサポート用であるため、このポールの特性や正しい使用方法など</p>	
----------------	--	--

	<p>をよく理解した指導者の下で使用する旨(ウォーキングサポート用に限る)</p> <p>(4) この製品は、大きな力がかかるとシャフトが折れ、その断面が鋭利になることがある旨(B形に限る)</p> <p>(5) 長さの調節の際に十分に締め付けてもシャフトが縮むことがあるので注意すること。大きな段差で使用したときや、長時間歩行した後などは緩みやすいので、特に注意すること。</p> <p>(6) 長さの調節後、軸方向に圧縮力をかけて、シャフトが縮まないことを確認してから使用すること。</p> <p>(7) グリップに取り付けられた紐は、体重を掛けて使用することを意図していないので、この紐に体重を掛けて使用しないこと。(ストラップ以外の紐状のものがグリップに取り付けられている場合に限る)</p> <p>(8) 長さの調節方法</p> <p>(9) 使用前後及び使用中にも各部を十分点検すること。使用中にけがの原因になるので、破損、変形等した</p>	
--	---	--

	<p>ものは使用しないこと。</p> <p>(10) 振り回すなど、他の人が危険な状態になる行為は避けること。</p> <p>(11) 使用、保守、点検方法。 特に、次の点について具体的に記載すること。 (a) ポールを使用した歩き方 (b) 長期間使用しないときの保守、点検方法 (c) 本体や構成部品の交換の方法</p> <p>(12) SGマーク制度は、ウォーキング用ポールの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(13) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--